

別紙

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人情報保護に関する法令及びガイドライン（以下「個人情報保護法令等」という。）に従って、個人情報を適正に取り扱わなければならない。なお、本個人情報取扱特記事項と本契約における他の規定の定めと異なる場合には、本個人情報取扱特記事項の定めを優先する。

（秘密の保持）

第 2 条 乙は、この契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を第三者（業務の実施に当たって知る必要のある自己の役職員を除く。以下同じとする。）に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第 3 条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報保護法令等に従って行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

第 4 条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報をこの契約に基づく利用及びその業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（統計情報）

第 5 条 乙は個人が識別できないよう加工した統計情報を乙の業務の改善、製品開発、新規事業等に利用（複製、複写、改変、第三者への提供を含む。）することができる。

（適正管理）

第 6 条 乙は、この契約による業務の実施により知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第 7 条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等をこの契約に基づく利用及びその業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて複写し、又は複製してはならない。

(再委託)

第 8 条 乙は、書面(電子メールを含む。)により事前に甲の承諾を得た場合に限り、委託業務のため合理的に必要な範囲内で、個人情報の取り扱いを第三者に再委託することができる。乙は、再委託先に対して、本個人情報取扱特記事項において乙が負うのと同等以上の義務を課し、再委託先による個人情報の取り扱いについて甲に対して責任を負うものとする。

(資料等の廃棄)

第 9 条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報(乙が自ら収集した個人情報を除く。)が記録された資料または媒体等を、この契約終了後6ヶ月以内に廃棄(第三者へ廃棄を委託する場合を含む。)するものとする。ただし、乙は、甲からの追加業務への対応等のために必要と判断した場合、当該期間経過後も必要かつ合理的な期間、当該資料または媒体等を保持する。この場合であっても、甲が廃棄を指示した場合、乙は直ちに当該資料または媒体等を廃棄する。

(従事者への周知)

第 10 条 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第 11 条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について乙の業務時間中、乙の通常業務に支障をきたさないよう合理的に配慮した上で、随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第 12 条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。